

事 務 連 絡

平成26年12月18日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器(AED)の適切な配置について

平素より医療行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

厚生労働省医政局におきましては、昨年9月に各都道府県知事宛に「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」を発出し、ガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いしているところでありますが、AEDについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されています。AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただく中で、必要な場合にAEDが適切に作動するよう、適切な温度管理のもとで配置いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

病院前医療対策専門官 酒井

TEL: 03-5253-1111 内線(2597)